

やちよ 上下水道だより

第36号
令和6年
(2024年)
3月15日

●給水人口 203,667人
●給水普及率 99.2%
●下水道処理区域内人口 190,154人
●下水道普及率 92.6%
(令和5年9月30日現在)

災害に強い上下水道をめざして

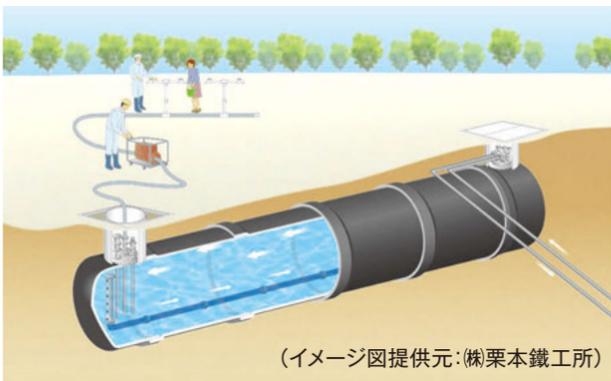
災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。地震などによる水道施設の被災に伴う断水や、大雨による浸水被害に対応するため、八千代市上下水道局では、給水拠点となる緊急用貯水槽や、雨水排水施設の整備を進めています。



災害時に備え、緊急用貯水槽を整備しました

災害時の給水拠点として、容量100m³(10万リットル)の緊急用貯水槽を2か所(勝田台中央公園と西八千代調理場の敷地内)に備えていましたが、3か所目の緊急用貯水槽(容量100m³)を市役所敷地内の地下に整備するための工事が令和5年9月に完了しました。容量100m³は、約1万人が1日3リットルの水を3日間使用できる量となります。

災害などにより水道施設が被災し、断水となった場合、この貯水槽から飲料水を皆様に提供します。



(イメージ図提供元: 株式会社栗本鐵工所)

▲緊急用貯水槽イメージ図



▲八千代市災害対応訓練で緊急用貯水槽を使用した状況

村上給水場が新しくなりました



市内にある浄・給水場は、経年劣化による老朽化が進んでいます。特に老朽化の著しい村上給水場については、令和元年度から改良工事を実施し令和5年12月に全ての設備が完成したことから、水道水の供給を開始しました。

災害時応急給水用機材の保有状況と相互応援協力体制について

上下水道局では、2,000リットルの飲料水を供給できる給水車が2台あります。

そのほか、1,000~2,000リットルの飲料水を供給できる給水タンクを合計35基保有しており、災害時には応急給水所に給水タンクを設置して給水活動を行います。



▲保有している給水車

近隣市との応急給水に関する協定のほか、大規模な災害時には人的・物的支援をしたり、受けることができるように日本水道協会や千葉県内の水道事業者間との協定による相互応援協力体制を整えています。

令和6年能登半島地震の被災地である石川県羽咋郡志賀町に組立式給水タンク(1,000リットル)1基を送り、給水活動に活用されています。



▲八千代市災害対応訓練で組立式の給水タンクを使用した状況

被災地である石川県羽咋郡志賀町へ水道施設の応急復旧作業に職員などを派遣しました

上下水道局では、日本水道協会との災害時相互応援に関する協定のもと、令和6年能登半島地震で断水した水道施設の応急復旧活動を行うため、石川県羽咋郡志賀町に上下水道局職員を延べ6名、八千代市管工事協同組合の加盟事業者から延べ11名を派遣し、1月21日から2月4日までを現地での活動期間として、漏水調査や配水管、給水管の修繕にあたりました。



▲被災地に向けて職員などが出発する様子



災害に備え、ご家庭でできること

大規模な災害が発生すると、水道管や下水道管が破損し、断水や公共下水道への排水ができなくなることで、日常生活に支障をきたす恐れがあります。いざという時のため、飲料水や生活用水、携帯トイレの備蓄にご協力をお願いします。

水道水の備蓄

・1人1日3リットル×家族の人数×3日分が目安です。

【備蓄方法】

- ①清潔でふたのできる容器(ポリ容器やペットボトルなど)に、口元までいっぱいに入れてできるだけ空気に触れないようにしてください。
- ②沸騰させたり、浄水器を通すことで、水道水の塩素の効果がなくなることがありますので、そのままの水道水を容器に保存してください。
- ③水道水の入った容器は直射日光が当たらない風通しの良い場所で保管してください。3日間程度を目安に入れ替えをしましょう。



応急給水容器の用意

・上下水道局でも非常用給水袋(6リットル)を用意していますが、飲料水を確保する清潔なポリ容器などを備えておきましょう。給水車から給水を受けるときなどに役立ちます。また、長期保存が可能な水が量販店などで売られています。



お風呂の残り湯の有効活用

・お風呂の残り湯は、断水時には消火用水、トイレの流し水など様々な用途に使うことができます(お子さまがいるご家庭は事故にお気をつけください)。

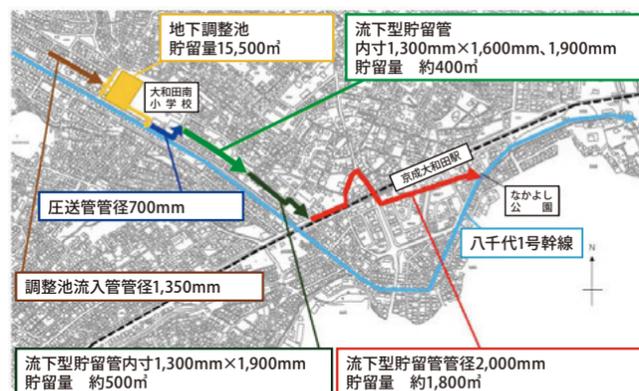


携帯トイレの備蓄・使用について

・1人1日5回×家族の人数×3日分(できれば7日分)が目安です。
・建物内の排水設備や下水管が破損すると、公共下水道へ排水ができなくなる場合があります。

八千代1号幹線浸水対策事業の要となる大和田南小学校校庭下の調整池や流下型貯留管の工事が完了しました

平成28年度から事業を行ってきた公共下水道事業八千代1号幹線浸水対策事業にかかる施設などの整備工事は、令和4年度末に完了しました。現在は、整備した雨水管に側溝の排水を接続する工事・傷んだ側溝の入替や舗装の復旧工事を行っています。



職場見学・体験

大和田小学校の6年生児童が令和5年12月1日に上下水道局の職場見学・体験に来ました。蛇口から水が出る仕組みや、災害などにより断水したときの水道事業体間の協力体制について学びました。また、非常用給水袋に水を入れる体験などを行いました。



水道水は、井戸の地下水と江戸川の水から作られ、浄水場や給水場から各家庭にお届けしています。



安全で安心な水を供給するために行っている水質検査の一部を体験しました。



給水車は、タンクに水道水を入れて断水の時などに出動し給水します。



非常時に備えて非常用給水袋(6リットル)を約24,000枚(令和6年1月末時点)備蓄しています。

■体験した児童の感想の一部を紹介します。

- ・たくさんの課があることを知りおどろきました。
- ・水道のしくみや非常時などの給水体験を学びました。
- ・水道をいつも気楽に使用できているのは水道局の人たちのおかげだと改めて知りました。



水質検査計画に基づく検査を行い、安全でおいしい水道水をお届けしています

水質検査計画とは、水質検査の「項目」「場所」「回数」などを定めたもので、毎年3月に策定しています。

上下水道局では、水道法で定められた水質基準51項目のほか、より質の高い水道水を供給するための項目(23項目)も検査しています。水道水中の有機フッ素化合物PFAS(PFOS及びPFOA)については、年に1回水道水の原水で検査をしており、八千代市では検出されていません。受水の有機フッ素化合物PFAS(PFOS及びPFOA)については、北千葉広域水道企業団で検査をしており、最大で5ナノグラム/リットルで、国の水質管理の暫定目標値50ナノグラム/リットルを下回っています。

水質基準は最新の科学的知見に従い定期的に見直されるため、改正の動向を把握して水質検査計画に反映します。

検査対象は水道水のみならず水源までを含めており、適切な頻度・時期を選定し効果的な水質監視を実施しています。

詳しい内容は、上下水道局上水道課、市役所法務課情報公開班のほか、市ホームページからも閲覧することができます。

【水質検査の概要】

検査の対象		詳細な検査	簡易な検査
浄水(水道水)	各給水区域の末端給水栓(全7か所)	年12回	毎日
	浄・給水場の配水(全7か所)	年2回	毎日
原水(消毒前)	浄水場の着水井(全6か所)	年4回	—
	水源の井戸(全32か所)	年2回	—

詳細な検査:北千葉広域水道企業団に分析を依頼し実施
簡易な検査:自主検査にて実施(色、濁り、消毒の残留効果)

【水道水の水質情報】 <https://www.city.yachiyo.lg.jp/site/jougesui/5187.html>



2月・3月検針分の水道基本料金を免除します

物価高騰の影響による負担の軽減を目的に、官公署を除くすべての給水契約者の水道基本料金を免除します。2月検針分(1月25日~2月21日に検針した分)と3月検針分(2月22日~3月22日に検針した分)が対象となります。お客様からのお手続きは不要です。検針時に投函する「使用水量のお知らせ」は免除前の金額となっていますが、後日、水道基本料金を差し引いて請求します。

検針は偶数月、奇数月の地域に分けて、2か月ごとに実施しているため、継続利用者は2か月分の水道基本料金が免除されます。引越しなどで使用期間が2か月に満たない場合でも、使用期間に応じて0.5か月単位で免除します。ただし、下水道使用料の請求金額に変更はありません。

(給排水相談課 電話:047-483-6155)

■免除する水道基本料金(2か月使用の場合・税込)

水道メータ口径	基本料金	水道メータ口径	基本料金
13mm	1,320円	40mm	10,626円
20mm	2,684円	50mm	22,330円
25mm	3,982円	75mm	43,538円
30mm	6,226円	100mm	73,194円

【2月・3月検針分の水道基本料金の免除について】
<https://www.city.yachiyo.lg.jp/site/jougesui/5175.html>



悪質な業者や詐欺にご注意ください

上下水道局職員を装ったり、上下水道局から依頼を受けたかのような口ぶりで訪問する業者が増えています。

◀ 実際に通報のあった事例 ▶

1. 上下水道局や委託業者を名乗る人物が水質調査と称して家を訪問し、浄水器の設置や宅地内の水道管の洗浄が必要だと説明し、契約を迫る。
2. 上下水道局や委託業者を名乗る人物が「家の排水を無償で点検します」などと言って訪問し、下水道は定期的な修繕や清掃が必要であると説明した上で、宅地内にあるますの洗浄や修繕を勧めてくる。

上下水道局では、お客様からご依頼のない宅地内の水道管洗浄や浄水器などの販売・あっせんは行っていません。また、宅地内のますの洗浄や水道管・下水道管の修繕も行いませんので、修繕費などの代金を請求することはありません。

上下水道局職員や委託業者がメータ交換などで家庭を訪問する際は、事前にお知らせします。また、上下水道局職員や委託業者は身分を証明するものを持っています。不審に感じたら、八千代市上下水道局にお問い合わせください。

訪問販売や契約に関するトラブルについて、八千代市消費生活センター(電話:047-485-0559)で相談を受け付けています。



●休日・夜間の漏水及び給水装置の故障・修理のご案内

上下水道局当直(直通)電話:047-483-6155

●水道の開・閉栓及び水道料金・下水道使用料の問い合わせ先

(お問い合わせの際には ①住所 ②氏名 ③検針票及び納入通知書に記載のある使用者番号をお知らせください)

窓口:上下水道局お客様センター

住所:八千代市大和田新田312-5 上下水道局1階

営業時間:月~土(日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/30~1/3)は休み)

午前8時30分~午後6時

電話:047-409-8655

※長期不在(2か月以上)の際は閉栓のご連絡をお願いします。

●平日の漏水及び給水装置の故障・修理のご案内

午前8時30分~午後5時15分は、上下水道局給排水相談課 電話:047-483-6155

●インターネットで水道の使用開始・中止の届出ができます。

東京電力エナジーパートナー(株)の「引越れんらく帳」を利用して、水道の使用開始・中止の届出をインターネットで行えます。

■引越れんらく帳 <https://www.hikkoshi-line.com/>

●公共下水道利用の井戸水使用の方へ

井戸水使用の方で、使用人数に変更があったときは、上下水道局給排水相談課(電話:047-483-6155)へご連絡ください。

やちよ上下水道だよりに関するご意見・ご感想は、
八千代市上下水道局経営企画課まで
住所:八千代市大和田新田312-5 電話:047-483-6572



八千代市
上下水道局ホームページ